



1. 今回の契約について役務提供事業者は以下の通りです。

事業者 マリックス (株式会社シニアライフが運営)
所在地 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル44階
電話番号 03-3349-0401 (代表)
代表者 升村 要

2. 提供される役務の内容

- ①あなた様のご条件とお相手へのご要望により、ご紹介は不定期になることをご諒承下さい。
- ②お見合いの設定は当方にて、お引合せの場所は基本的には当マリックスでいたしますが、ご希望次第でシティホテル等に変更される場合があります。その場合には、別途飲食分費用(実費)が掛かります。紹介内容や交際についてのご相談は、費用に含まれておりますので、いつでも承ります。
- ③当会が提供するサービスは、会員に対する配偶者候補の紹介と、成婚に向けた支援などであり、お見合いや成婚を保証するものではありません。
- ④成婚以外の理由で退会を申し出られた場合は紹介及びご交際は中止となり、お相手にはマリックスからお断りを伝えます。
- ⑤退会は当月25日迄の届出により当月の退会となります。届出が25日を過ぎた場合は翌月の退会となります。
- ⑥コネクトシップ(有料サービス)利用ご希望の場合はご相談ください。

3. コース名 オーダーメイド・コース

4. 費用 (消費税を分けて表示しています)

入会時納入費用	消費税	税込	
登録費	30,000円	3,000円	33,000円
入会金	120,000円	12,000円	132,000円
入会時納入費用	150,000円	15,000円	165,000円

個人データを登録する為のシステム登録費契約締結及び履行の為の費用(本人紹介状作成、お見合いの調整、カウンセリングなど)

都度のお支払い

ご紹介料	5,000円	500円	5,500円	ご紹介1名様ごとに頂戴いたします。
お見合い料	10,000円	1,000円	11,000円	お見合い1件ごとに頂戴いたします。
月会費(ご交際中)	10,000円	1,000円	11,000円	ご交際が成立した翌月からご交際の間は月会費を頂戴します。
成婚料	200,000円	20,000円	220,000円	会員同士及びコネクトシップ利用による成婚の場合
お見合いキャンセル料			5,000円	お見合前日の17:00以降から当日までのキャンセルでは、理由に拘らず頂戴します。お相手様お受取分3,000円。手数料2,000円。

5. 支払い時期・方法

入会時納入費用は現金一括払い、銀行振込の他に、クレジットカードによる支払いもできます。(カード会社の承認が必要になります。また、中途解約や退会後も残債務がある場合は、債務履行(返済)が継続して必要です)
お付合い時月額は集金代行業者を使用した銀行振替で当月消化分を当月27日(銀行営業日により変化)に自動振替させていただきます。当月振替できなかった場合、翌月に当月分を加算して振替させていただきます。
但し、未払いの経過月分のご紹介料・お見合い料及び月会費(ご交際料)はお支払いいただきます。

6. 会員期間

契約期間は、入会契約日から始まるものとします。契約期間終了はご紹介開始月から12ヶ月経過した月までとします。
入会契約日は入会時納入費用の入金を当会で確認できた日とします。契約期間終了後、会員期間を更新できますが、更新できない場合もあることをご了承ください。更新費用は必要ありません。

7. クーリング・オフ

- ①契約者は契約書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、書面の通知により無条件に入会契約を解除することができます。(以下、クーリング・オフと言う)
- ②当会がクーリング・オフについて不実告知または威迫したことにより契約者が誤認または困惑して入会契約の解除を行わなかった場合においては、契約者は当会が改めて作成した入会契約の解除ができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは書面または電磁的記録方式の通知により入会契約を解除することができます。
- ③クーリング・オフの効力は、書面等を発信した時(郵便消印日付)から生じます。当会宛、書留又は簡易書留、電子メールでお申し出ください。
- ④クーリング・オフによる入会契約の解除がなされた場合、この契約解除に伴う違約金又は損害賠償は発生しません。また既にサービスの提供がなされている場合であっても、当会はその料金を請求しません。既にお支払済の入会時納入費用および月会費等の料金がある場合は、当会は速やかにその金額を会員に返金します。

<input type="checkbox"/> お名前 電話番号	東京都新宿区西新宿 新宿三井ビル四四階私書箱344 マリックス 本部事務局 行 ご住所 お名前 電話番号	契約年月日 年 月 日 コース名 入会時納入費用 右記日付の申込みは撤回し、 または契約は解除します。
---	---	---

8. 中途解約

- ①クーリング・オフ期間終了後でも理由の如何を問わず将来に向かって中途解約ができます。中途解約は担当カウンセラーが電話、メール、書面（その旨を記載したハガキ、手紙）により承ります。当月25日迄の届出で当月の退会となります。
- ②中途解約時の費用の精算は、以下の計算方法に基づいて返還されます。
 - (1) サービス提供開始前の場合
入会時納入費用の総額から政令で定められた初期費用33,000円（税込）を差し引いた額を返金します。
 - (2) サービス提供開始後の場合
受領済の金額からすでに提供した役務の対価に相当する額と2万円か、契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額を差し引いた額を返金します。入会時納入費用の総額から政令で定められた初期費用33,000円（税込）を差し引いた額を初期契約残額と呼びます。入会金の経過月分＝初期契約残額×（経過月数×1/12（契約月数））
法定解約手数料（特定商取引に関する法律第49条）として20,000円又は契約残額の20%の内低い額を差し引いた額
返金額＝初期契約残額 - 入会金の経過月分 - 法定解約手数料
※経過月数は入会契約年月から起算、契約月数は12ヶ月。
- ③経過月分月会費（ご交際料）は返還しません。
- ④休会期間は経過月数に含むものとします。
- ⑤会員同士及びコネクトシップ利用による成婚につきましては、契約満了とし、中途解約には該当しません。
- ⑥返金額の試算。

4ヶ月在籍で中途解約した場合

初期契約残額：165,000円 - 33,000円（初期費用30,000円+消費税）=132,000円
 入会金の経過月分：132,000円（初期契約残額）×4（経過月数）÷12（契約月数）=44,000円
 契約残額：132,000円-44,000円=88,000円
 返金額：88,000円-17,600円（法定解約手数料：88,000円の20%方が20,000円より低いため）=70,400円

6ヶ月在籍で中途解約した場合

初期契約残額：165,000円 - 33,000円（初期費用30,000円+消費税）=132,000円
 入会金の経過月分：132,000円（初期契約残額）×6（経過月数）÷12（契約月数）=66,000円
 契約残額：132,000円-66,000円=66,000円
 返金額：66,000円-13,200円（法定解約手数料：66,000円の20%方が20,000円より低いため）=52,800円

12ヶ月在籍で中途解約した場合

初期契約残額：165,000円 - 33,000円（初期費用30,000円+消費税）=132,000円
 入会金の経過月分：132,000円（初期契約残額）×12（経過月数）÷12（契約月数）=132,000円
 契約残額：132,000円-132,000円=0円（契約残額が0であるため法定解約手数料も0となる）
 返金額：0円

9. 抗弁権の接続

支払方法がクレジットカード払の場合、割賦販売法に基づき、マリックスに生じている事由を以って、当該クレジット会社の支払い請求に対する抗弁権の接続を申し立てることができます。

10. 入会時納入費用の保全措置

前受け金の特別な保全措置は講じておりませんが、契約期間終了まで責任をもって役務提供させていただきます。

11. 顧客相談窓口と連絡先

名称：お客様相談窓口 電話：03-3349-0400 メール：cs@marrix.co.jp 受付時間：午前10時から午後6時

12. 個人情報保護と個人情報の守秘義務

当会では個人情報保護マネジメントシステムを運用しており会員の個人情報は適切に保護管理しています。会員には、ご紹介したお相手の個人情報を守秘する義務があります。義務に反した場合には損害賠償等の請求の対象となることがあります。

マリックス入会契約書の記載内容を十分にお読みください

私は、会員規約及び契約内容を承認の上、入会契約します。
 登録用紙に記載した事柄、提出書類が全て真実であることを誓約します。

ご本人住所〒 _____									
電話番号 (_____)									
署名日付	ﾌﾞﾘｶﾞﾅ 署名	性別	生年月日						
年 月 日		男 女							
カウンセラー	契約入会日	会員番号	A						
	年 月 日								

重要事項説明書兼提出書類確認書

1. 役務提供事業者、提供される役務の内容、コース名、費用、支払い時期・方法、会員期間、クーリング・オフ、中途解約、抗弁権の接続、入会時納入費用の保全措置、顧客相談窓口と連絡先、個人情報保護と個人情報の守秘義務については、契約書及び概要書面に明記されています。概要書面の補足並びに特に重要な事項について以下に記載します。
2. 提供される役務の内容の補足（概要書面 2. 提供される役務の内容）
 - 登録内容に変更がある場合は速やかに届け出てください。（会員規約 第4条 会員の義務と責任）
 - 紹介状の内容より詳しい内容は、お見合資料に記載されております。お見合前に詳しい内容はお答えできません。（会員規約 第5条 個人情報の保護と管理）
 - お相手のご紹介状が配信されましたら期限内にマリックスまでご希望かどうかお返事をお入れください。期限までにご連絡いただけない場合、お気持ちがないものと判断させていただきます。
 - お互いにご希望のお返事を頂きましたらマリックスで日時調整をさせて頂き、決まりましたらお知らせいたします。留守番電話、メールの場合は必ず確認されたことを折り返しお知らせください。また、メール本文中に、かならずご本人の氏名を明記してください。
 - お引き合わせの設定や日時調整は専門部署で行います。その他ご相談等は担当者が承ります。
 - 成立済のお引き合わせにつきましては、キャンセルはご遠慮いただいております。
 - お引き合わせは基本的には当マリックスでいたしますが、ご希望次第でシティホテル等に変更される場合があります。その場合には、別途飲食分費用(実費)が掛かります。今後引き続きお会いになられるか、これで終わりになさるのかを、一両日中にマリックスまでご連絡ください。連絡先を直接交換することはお控えください。
 - 双方共交際ご希望の場合、お相手との連絡にメッセージ交換サービスをご利用いただきます。何らかの理由によりサービスをご利用いただけない場合を除き、電話番号はお知らせいたしません。（会員規約 第5条 個人情報の保護と管理）
 - ご紹介したお相手の個人情報は守秘する義務があります。義務に反した場合には損害賠償等の請求の対象となることがあります。ご紹介状、お見合の資料は、バーコードにより返却状況を管理しております。（概要書面 12. 個人情報保護と個人情報の守秘義務）（会員規約 第4条 会員の義務と責任）
 - 紹介・交際が、複数で同時進行することもあり得ることを諒承下さい。（会員規約 第15条 その他）
 - 交際中は、お相手様の人格を尊重し良識ある行動を心がけてください。
 - 紹介、お見合い、交際の状況、経過、結果を記録管理します。（行動記録管理）
 - コネクトシップ利用ご希望の場合は、担当カウンセラーとご相談ください。
 - ご紹介料・お見合料及び月会費(ご交際料)と成婚料は、消費税の変動により変額します。

クーリング・オフ（概要書面 7. クーリング・オフ）（会員規約 第9条 クーリング・オフ）

- ①契約者は契約書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、書面の通知により無条件に入会契約を解除することができます。（以下、クーリング・オフと言う）
- ②当会がクーリング・オフについて不実告知または威迫したことにより契約者が誤認または困惑して入会契約の解除を行わなかった場合においては、契約者は当会が改めて作成した入会契約の解除ができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは書面の通知により入会契約を解除することができます。
- ③クーリング・オフの効力は、書面を発信した時（郵便消印日付）から生じます。当会宛、書留又は簡易書留でお申し出ください。
- ④クーリング・オフによる入会契約の解除がなされた場合、この契約解除に伴う違約金又は損害賠償は発生しません。また既にサービスの提供がなされている場合であっても、当会はその料金を請求しません。既にお支払済の入会時納入費用および月会費等の料金がある場合は、当会は速やかにその金額を会員に返金します。

中途解約：経過月数ごとの返金額一覧（概要書面 8. 中途解約）
 クーリング・オフ期間終了後でも理由の如何を問わず将来に向かって中途解約ができます。中途解約は担当カウンセラーが電話、メール、書面（その旨を記載したハガキ、手紙）により承ります。

サービス提供開始後の場合は、受領済の金額からすでに提供した役務の対価に相当する額と2万円か、契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額を差し引いた金額を返金します。入会時納入費用の総額から政令で定められた初期費用33,000円(税込)を差し引いた額を初期契約残額と呼びます。

入会金の経過月分＝初期契約残額

$$\times (\text{経過月数} \times 1/12 (\text{契約月数}))$$

法定解約手数料（特定商取引に関する法律第49条）として20,000円又は契約残額の20%の内低い額を差し引いた額

返金額＝初期契約残額 - 入会金の経過月分

$$- \text{法定解約手数料}$$

※経過月数は入会契約年月から起算、契約月数は12ヶ月。

		消費税込み	
		登録費	0
		入会金	165,000
		計	165,000
経過月	提供役務相当額	法定解約手数料	解約時返金額
1	11,000	20,000	101,000
2	22,000	20,000	90,000
3	33,000	19,800	79,200
4	44,000	17,600	70,400
5	55,000	15,400	61,600
6	66,000	13,200	52,800
7	77,000	11,000	44,000
8	88,000	8,800	35,200
9	99,000	6,600	26,400
10	110,000	4,400	17,600
11	121,000	2,200	8,800
12	132,000	0	0

提出書類の確認(会員規約 第3条 提出書類と審査)

必要書類	提出書類（電子ファイリングさせていただきます）	日付	
本人確認書類 氏名・住所・生年月日が確認できるもの	<input type="checkbox"/> 健康保険証、 <input type="checkbox"/> 運転免許証、 <input type="checkbox"/> 年金手帳、 <input type="checkbox"/> 旅券、 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）		
公的独身証明書（3ヶ月以内のもの）	<input type="checkbox"/> 独身証明（市町村長が発行する証明であって、民法の規定による重婚の禁止に抵触しない旨の証明） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 公的独身証明に代わりに戸籍謄本・抄本の提出を希望します。 ※署名（自署） <input style="width: 200px; height: 20px;" type="text"/>		
卒業証明書	<input type="checkbox"/> 卒業証明書、 <input type="checkbox"/> 卒業証書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
勤務先証明	<input type="checkbox"/> 社員証、 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
資格や免許が必要な職業に就いているときはその証明書類			
収入証明	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 給与明細 <input type="checkbox"/> 年金支払通知書 <input type="checkbox"/> 確定申告書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

※公的独身証明書の代わりに戸籍謄本・抄本を提出する場合は本人の意思である旨の署名をいただきます。

※提出されて書類は、電子ファイリング後即時返却します。返却されたことを確認しチェックしてください。